

働きやすさを県が認証！“ひなたの極”を取得しよう

働きやすさは企業の原動力、働く人も企業もハッピーに！

認証取得で4つのメリット

メリット

1

従業員の満足度アップ!

働きやすい職場環境では、従業員は安心して仕事をすることができ、企業と従業員間に信頼関係を築くことができます。また、社内の風通しが良く従業員間のコミュニケーションが円滑であれば、人間関係も良くなり、ストレスも軽減することにつながります。



メリット

2

イメージアップにつながる!

「ひなたの極」を取得すると、県のホームページに企業名が掲載されたり、自社でPRに使用することができます。企業イメージ向上につながり、取引業者や求職者に対するイメージアップが期待できます。



メリット

3

優先、優遇措置を受けられる!

宮崎県主催の就職説明会や企業ガイダンス等への優先参加、商談会等の情報提供を受けることで、人材確保や事業拡大につながります。また、下記の優先・優遇措置を受けることができます。

- 宮崎県中小企業融資制度での優遇措置 ※1
- みやざき犬の優先的派遣 ※2

※1 詳しくは宮崎県商工観光労働部商工政策課経営金融支援室ホームページをご覧ください。
※2 (注意)ただし、必ずしも派遣されるとは限りません。申込み等については、宮崎県商工観光労働部観光経済交流局国際・経済交流課ホームページをご覧ください。



メリット

4

入札参加での加点!

下記の入札に参加する企業に対し、審査加点が設けられます。

- 清掃・警備保障業務の競争入札参加資格者名簿登録の審査における加点
- 物品等の競争入札参加資格者名簿登録における印刷業の審査加点



実際に認証取得でどんなことが変わった?

企業のイメージアップにつながった!

20代の雇用率が上がった!

求人の応募が増えた!

女性の就職率が上がった!

休暇を取りやすい雰囲気になった!

職場に活気が生まれてきた!

「ひなたの極」認証取得によるメリットを実感する声が寄せられています。

ABOUT “ひなたの極”とは

ひなたの極は、仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくりにおいて、特に優れた成果のあった企業などを認証する制度です。県が2018年に創設し、現在59社※が認証されています。優秀な人材を確保したい、従業員にやりがいを持って長く働いて欲しいという企業に多く認証希望をいただいています。

ぜひ、ひなたの極を活用していただき、従業員が生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場を実現し、ワーク・ライフ・バランスの充実を目指していきましょう。

※2023年(令和5年)12月1日時点

対象企業

\check! /

- 宮崎県に本社又は事業所がある
- 常時雇用する労働者がいて、事業活動を行う法人(国及び地方公共団体を除く)
- 以下の要件を満たしている

- 1.労働基準法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の関係法令を遵守するとともに、それら法令に則した就業規則等を整備していること。
- 2.過去3年間に於いて、法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- 3.国税、県税及び市町村税並びに労働保険料の滞納がないこと。
- 4.役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

認証までの流れ

STEP 1

申請書の提出(随時)

必要書類を添付して雇用労働政策課まで提出します。

STEP 2

審査(現地確認)

申請された内容について確認を行います。

STEP 3

認証書の授与

※申請から認証まで3ヶ月程度かかります。
※認証の有効期間は3年間です。



知事からの認証書授与式もあります

認証基準

※法令遵守が前提です。

該当する審査項目の総得点の割合が85%以上であることかつ、以下1、2のいずれかを満たす必要があります。

- ① 常用労働者の所定外労働時間が、毎月労働統計調査における県平均値の「全産業・事業所規模5人以上:9.4時間」と「該当する産業・事業所規模」のいずれが高い方と比べて低いこと
- ② フルタイム労働者の年次有給休暇取得率が50%以上であること
- ③ 審査票の「1働き方(休み方)見直しに関する取組と実績」に記載されている2、3、及び7の3つの項目のうち、1つ以上の項目を満たしていること。

審査項目

働き方(休み方)見直しに関する取組等(7項目)

- ・所定外労働時間削減に向けた取組
- ・年次有給休暇取得促進に向けた取組

育児・介護休業制度等の整備状況と実績(10項目)

- ・育児、介護休業等の取得状況
- ・育児取得者等が職場復帰する際のフォローアップ体制の確立状況等

その他(8項目)

- ・「仕事と生活の両立応援宣言」の実施状況
- ・メンタルヘルス及び各種ハラスメントに対する相談窓口の設置状況

NEW

外国人雇用企業等の優良事例発信

令和4年10月1日以降に「ひなたの極」を申請する企業等のうち、外国人雇用においても優良企業等であることが認められた場合には「外国人雇用企業等の優良事例」として県ホームページなどで周知を行います。

審査項目の詳細など詳しくはwebからご確認ください

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/koyorodoseisaku/shigoto/rodo/20180208134803.html>

二次元コードよりアクセス!



ひなたの極